



真弓社会保険労務士事務所 <http://mayumi-sr.sakura.ne.jp>

〒290-0142 千葉県市原市ちはら台南 6-32-7 ☎0436-37-5505 ✉noury1030@gmail.com

習慣は、習慣だ。だが、それは人が窓から放り投げるものではなく、根気よく、一度に一段ずつ階段を下りさせるようなものである。
マーク・トウェイン

この号の内容

- 1 計画をたてる。
- 2 雇用保険被保険者適用拡大
- 3 高年齢求職者給付金
- 4 育児介護休業法の改正

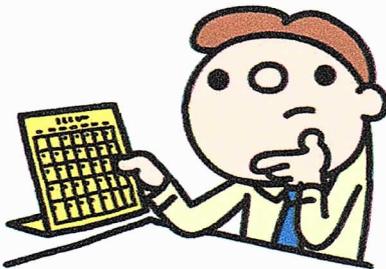
1 計画をたてる

明けまして、おめでとうございます。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

2017年が始まりました。皆さんは、どんな計画を立てましたか？

私は、朝の15分間で、その日の一日の計画を立てることにしまして、1月2日から続けております。

そんなことは、とっくに行っているなんて声も聞こえそうですね。ぎくりとしますが、手帳等にその日一日をスケジュールリングすると、すべては、出来なかったとしても、かなりの確率で



予定が終了します。

できなかったところは、手帳を見ると意外と出来なかった理由を無意識ですが、分析していますね。

これをすることによって、あれもこれもしなければならぬというストレスが、かなり軽減するようになりました。

昨年の年末にフランクリンの手帳を購入したのがきっかけです。

自分は、本当は、何をしたいのか？どんな価値観を持っているのか？どんな役割があるのか？等を見つめなおし、それに沿って、計画を立てていくように心がけています。

優先順位をA1、A2、A3、B1、B2、B3、Cという順位で決め、A1から行っていきます。

Aとは、その日中にしなければならないこと。Aも更に1番目、2番目と順位付けをしていきます。

すると、自分が何を何故優先するのもも考えますので、他を優先すればよかった等の反省を少なくすることができます。

相手との約束事だけでなく、自分との約束を守ることで自信につながるそうです。

2 H29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象になります。

これまで、同じ会社で働き続ける限り、65歳以降も雇用保険の対象となっていました。平成29年1月1日以降は、65歳以降に新たに雇用された者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

この適用拡大を受けて、これまで(平成28年12月31日)までに65歳以上の従業員(週20時間以上、かつ31日以上雇用の見込み)を新規に雇い入れた場合、事業所の管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を雇い入れた月の翌月10日までに提出する必要があります。

もちろん、平成29年1月1日以降に適用対象になる65歳以上の従業員を雇い入れた場合にも「雇用保険被保険者資格取得届」を提出する手続きが必要です。

3 高年齢求職者給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、「高年齢求職者給付金」が支給(年金併給可)されます。

給付金を受けるためには、離職後に居住地を管轄するハローワークに行って、求職の申し込みをしたうえで、受給資格決定を受ける必要があります。

受給資格決定の要件

- 離職していること
- 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できる状態で、仕事が見つからない
- 離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が、通算して6カ月以上あること(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算)

3 育児・介護休業法の改正

- ① 介護休業の分割取得
1人につき通算して93日原則1回 → 通算93日まで、3回を上限として、分割取得可能
- ② 介護休暇の取得単位の柔軟化
1日単位での取得 → 半日(所定労働時間の1/2)単位での取得が可能
- ③ 介護のための所定労働時間短縮措置等
介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能 → 利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
- ④ 介護のための所定労働時間の制限(残業の免除)
対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設
- ⑤ 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること → 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと
- ⑥ 子の看護休暇の取得単位の柔軟化
1日単位での取得 → 半日(所定労働時間の1/2)単位での取得が可能
- ⑦ 育児休業等の対象となる子の範囲
法律上の親子関係だけでなく、養子縁組里親に委託されている子等も新設
- ⑧ マタハラ・パタニティハラスメントなどの防止措置の新設(義務化)